

# 森大輔法律事務所 News Letter

2022年  
9月号  
VOL.20

企業法務にお役立てできる情報もりだくさん！

法律事務所に少し“堅い”イメージを持っていませんか？森大輔法律事務所の弁護士はいつも真剣そのもの！でも、弁護士はとても身近で気兼ねなく頼っていただける存在です。本号では、企業法務に役立てていただける記事はもちろん、勉強会の案内、おすすめ情報など、情報もりだくさんでお届けします！

## 目次

- P1 代表挨拶 弁護士 森 大輔
- P2 事務所報 「社労士セミナーのご案内」  
弁護士コラム「個人情報漏えいした場合」
- P3 弁護士コラム「プロ責法の改正」  
事務所報 「アースフレンズ東京Zのパーティー」
- P4 弁護士たちの近況 **新**  
森代表のゴルフ紀行

### 代表挨拶 弁護士 森 大輔

最近、会社の誹謗中傷に対する対策の相談が増えてきたように思われます。会社に対する誹謗中傷は、転職サイトなどに書き込みをされるケースも多いです。このような誹謗中傷が行われると、当該会社への就職を希望される方が減少し、採用に相当な影響が出てきてしまいます。そのため、会社への誹謗中傷は直ちに対応する必要があります。ただ、最近思うことですが、削除するだけで根本的な解決になるのでしょうか。

転職サイトに会社への誹謗中傷を書き込みするのは、おそらくその会社の従業員の可能性が高いと思います。そして、この従業員と何らかの労務トラブルをかかえているケースが多いのではないかと思います。この点を見逃してしまうと、削除しても同一の従業員はもちろんのこと、同じ不満をもっている他の従業員からの書き込みが何度も繰り返し行われる可能性があります。

誹謗中傷のケースはその背景が労務問題であったりするのです。このように、誹謗中傷された背景がどこにあるのか、この点に意識をもっていくことが根本的な解決に近づくのではないかと考えております。弊所でも最近では誹謗中傷に対する法的措置の研究も行っております。対応が難しい事例もあることもありますが、まずは誹謗中傷でお困りのことがありましたらご相談ください。



# 事務所報「社労士様向けセミナーのご案内」

10月26日（水）、社労士の先生向けセミナーを開催します（久しぶりのリアル開催です）。問題社員対応というテーマで、「問題社員の相談を受けた場合の初期対応」「通知書や改善命令の書き方」「懲戒処分や退職勧奨を行うかどうかの判断基準」「会社に提案できる退職勧奨マニュアルの説明等」について、実務的な観点から、弊所の3名の弁護士が講義をします。

今回ご参加いただいた先生には、実務でお役に立ていただけるような、マニュアルや書式などを配布いたします。また、講義後は懇親会を予定しておりますので、是非そちらにもご参加いただければと存じます（コロナ感染症の状況によりましては、オンラインセミナーに変更または中止の可能性がございますことをご了承ください）。

詳細は、弊所ホームページをご覧ください。QRコードからも詳細のご高覧及びお申し込みが可能です。ご参加をお待ちしております！

## 【セミナー概要】

開催日：2022年10月26日（水）

会場：銀座ユニーク 銀座五丁目店

4階G401 カンファレンスルーム



社会保険労務士様対象シリーズセミナー

## 問題社員対応

～企業を助ける実務的な対応について～  
実務でそのまま使える書式・マニュアル等を配布！

重要解説ポイント

- 問題社員の相談を受けた場合の初期対応
- 通知書や改善命令書の書き方
- 懲戒処分や退職勧奨を行うかどうかの判断基準
- 会社に提案できる退職勧奨マニュアルの説明等

日時 | 2022年10月26日(水) 18時～19時  
17時45分受付開始

19時30分～  
懇親会

このセミナーの内容の疑問点や、質問など深化させていただく機会として、セミナー後に懇親会のお時間を設けました。セミナー会場弁護士全員参加の懇親会にて、ざっばらに意見交換、セミナーのごことでなくとも普段のお仕事の中でのふとした疑問点などもお話しいただければと思います。

※なお、コロナ感染症の状況によりましては、セミナーはオンラインセミナーに、懇親会は中止の可能性がございますことをご承知おください。その際は、決定次第ご連絡させていただきます。

場所 | 銀座ユニーク 銀座5丁目店 4階G401 カンファレンスルーム  
東銀座駅「4番出口」徒歩1分

講師 | 森大輔法律事務所  
代表弁護士 森大輔

2009年の弁護士登録以来、企業問題に取り組み、森大輔法律事務所を開設し、労働分野や応答、製品表示事件を中心に多くの顧問先をサポートしている。講演実績は多数あり、社会保険労務士向けの労務問題セミナーを定期的に開催している。



森大輔法律事務所は、弁護士3名が所属している銀座で主に企業事務を取り扱う法律事務所です。様々な企業、企業規模の顧問先を持つ。企業法務に関するノウハウは深く、様々な企業に貢献することが可能です。〒104-0061 東京都中央区 銀座5丁目15番1号 南海東京ビルディング4階 TEL: 03-6226-9096 FAX: 03-6226-9097 URL: <https://mori-daisuke.lawoffice.com/>

# 弁護士コラム「個人情報情報が漏えいした場合」



弁護士の岡井です。今回は、個人情報情報が漏えいした場合にどのように対応すべきかについて簡単にご説明したいと思います。

従来、個人情報情報が漏えいしても特段報告義務等は課されていませんでしたが、令和4年4月1日から、個人の権利利益を害するおそれのある以下4つのいずれかに該当する場合、個人情報保護委員会への報告や本人への通知が義務化されました。

①要配慮個人情報が含まれる情報

②財産的被害が生じるおそれがある場合

③不正の目的をもって行われた漏えいなどが発生した場合

④1000人を超える漏えい等が発生した場合

上記4つのいずれかに該当する場合、速やかに（3～5日以内）個人情報保護委員会に報告する必要があります。報告を拒否した場合や虚偽の報告をした場合、50万円以下の罰金に処することになりますのでご注意ください。個人情報保護委員会への報告の仕方は、個人情報保護委員会のHPに所定のフォームがありますので、そこに内容を記入していくことになります。

上記①から④に該当するか判断が難しい場合やフォームの記載方法が不明な場合は、弊所までご相談ください。

## 弁護士コラム「プロ責法の改正」

令和4年10月1日に改正プロバイダ責任制限法（以下「プロ責法」といいます。）が施行されます。プロ責法は、インターネット上で誹謗中傷等が発生した場合に、プロバイダ等が負う責任の範囲や、プロバイダが保有する発信者の情報に関する開示請求権を規定する法律です。

今回の改正点は、大きく分けて2点あります。

1点目は、発信者情報開示請求の手續の簡易迅速化です。

現行の手續では、発信者の特定のために2回の裁判手續が必要となります。その後、特定された発信者に対して損害賠償請求を行うことになるため、加害者（発信者）に対して損害賠償請求を行うためには、3回の裁判手續が必要となり、非常に煩雑な手續が求められておりました。改正法では、発信者情報の開示請求を一つの手續で行うことを可能とする、新たな裁判手續が創設されましたので、誹謗中傷の被害者による損害賠償請求等の負担の軽減が実現されることになると思われます。

2点目は、発信者情報開示の範囲の拡大です。

誹謗中傷を受けた場合、誹謗中傷の内容の投稿を誰が行ったのかを特定する必要がありますが、そのためには、当該投稿のIPアドレス等が必要となります。しかし、TwitterやGoogleなどは、ログインの際のIPアドレスのみを保存し、個々のツイートや投稿時のものを保管していないため、発信者の特定が困難になるケースがありました。そこで、改正法では、一定の条件において、ログインの際のIPアドレス等の開示もその対象となりました。

このように、インターネット上の誹謗中傷が社会問題化して久しいですが、今回のプロ責法の改正により、発信者情報開示等の制度が従来よりも利用しやすくなりました。



## 事務所報「アースフレンズ東京Zのパーティー」



東京都大田区を中心に活躍する、男子プロバスケットチーム「アースフレンズ東京Z」。

弊所の顧問先様、株式会社GWC様の運営されているチームです。B.LEAGUE 2022-23シーズン開幕前のティップオフパーティーに所員全員で参加させていただきました。

新ユニフォーム、今季スローガン発表など、シーズン開幕へ向けて、選手、スタッフの皆様の一丸となつてのチーム作り、熱いものを感じました。

また、チアリーディングチームのZガールのパフォーマンスは、元気で華があり、弁護士達は、終始満面を超えた笑みでした。

バスケット選手といえば、ダンクシュート！ゴールに手が入ってしまうほどの、ジャンプ力、そして背の高さ。選手の皆さん、見上げてしまうほど本当に背が高く、脚が長くて、一緒に写真を撮らせていただいた事務員は、囚われた宇宙人のようでした(笑)。(写真をご覧ください。)

とても楽しく、若いパワーをたくさんいただいた1日となりました。

開幕戦は、10月1日です。

**頑張れ！アースフレンズ東京Z！！！！**

【アースフレンズ東京Zについてはこちら】  
<https://eftokyo-z.jp/>



## 弁護士たちの近況報告 **新**



弁護士 森大輔

今年になってはじめてサマークラークを開催しました。今年の司法試験を受験された方の中から書類選考を行い4名の方に来て頂きました。7月から8月にかけて4週にわたって実施しましたが、皆さんとても優秀で驚きました。

そして、9月6日に運命の司法試験の合格発表がありました。なんと4名中3名の方が合格いたしました。翌日に合格祝賀会も開催しました。この中から未来の森大輔法律事務所の弁護士が誕生するかもしれません！また来年も実施したいと思っております。

私は、事務所界限で外食をするのが好きなのですが、最近、自分で弁当を作ることはまっています。事務局の中で流行っていたお弁当ブームに乗っかり始めてみましたが、仕事終わりに翌日のお弁当の準備をするのは、思ったよりも良い気分転換になっています。

問題の味についてですが、（お世辞かとは思いますが）事務局の中ではなかなか評判がよかったので、この調子でもう少し続けてみようと思っています。



弁護士 杉浦友亮

最近、仕事もですが、体を一回り大きくなりたいと思い、週末はジムに通っています。実は、森先生と同じジムに通っていて毎週トレーナーに絞られています(笑)

少しは体つきがよくなった(!?)と事務員さんに言われ、にやにやしているそんな日々です(笑)ただ最近、なかなかジムに行けておらずずずずしています。冬もさぼらずに頑張りたいと思います。継続は力なり！



弁護士 岡井裕夢

## 森代表のゴルフ紀行

今回は日光カンツリーに行ってきました。もう何年も前になると思いますが、日光カンツリーのあの佇まいとクラブハウスの雰囲気が入って、一時はメンバーにもなりたいたくくらいでした(ただ、距離が遠く時間もかかるのでメンバーは諦めました)。クラブハウスに到着、まずはレストランで朝食を取りました。レストランからのコースの眺めが最高で、まるで別荘地に来ているような感覚になりました。さて、ラウンドの方ですが、やはり苦戦させられました。松の廊下と呼ばれるホールもあり、少しでもボールを曲げると全くグリーンを狙えません。グリーンにオンをしても男体山の影響を強く受けるグリーンにも苦戦ばかりでした。スコアは99でギリギリ100を切れた感じです。

ただ、スコアはいまいち(日光の手前ではありません!)でも本当に楽しくゴルフができました。改めてゴルフの楽しさを気づかせてくれるゴルフ場でした。また機会があれば行ってみたいと思います！



発行元：森大輔法律事務所

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-1 南海東京ビルディング8階

TEL：03-6226-5096 FAX：03-6226-5097